



熊本県公報

第13263号
令和5年(2023年)
9月8日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- Arイオンミリング加工システムの競争入札参加資格等…………… (管理調達課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更…………… (//) 4
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (//) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (//) 6

公 告

- Arイオンミリング加工システムの一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 6
 - 肥料登録…………… (農業技術課) 10
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 11
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 11
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 11
 - 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 11
 - 都市計画事業の事業認可(相良鬼木線外3線)…………… (都市計画課) 12
 - 国土調査の成果の認証…………… (技術管理課) 12
 - 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 12
- 登 載 依 頼
- 令和5年度(2023年度)熊本県薬事審議会の開催…………… (薬事審議会) 12

告 示

熊本県告示第669号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
Arイオンミリング加工システム
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和5年(2023年)9月20日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)9月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	宇城市小川町東海東字野林 2291番2地先から 同所 2293番3地先まで	前	10.6 ～ 20.0	82.5	旧道移管
				3.4 ～ 6.8		
		宇城市小川町東海東字二津野 2280番地先から 同所 2267番地先まで	後	10.6 ～ 20.0	82.5	
				17.6 ～ 26.7		
		宇城市小川町東海東字海東原 2101番2地先から 宇城市小川町東海東字野林 2355番1地先まで	前	5.1 ～ 6.1	76.0	
				17.6 ～ 26.7		
		宇城市小川町東海東字野林 2355番1地先から 同所 2387番2地先まで	前	10.5 ～ 30.5	92.0	
				5.1 ～ 10.7		
			後	10.5 ～ 30.5	92.0	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)9月8日

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）9月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	部田見木葉線	玉名郡玉東町大字木葉字土生野原 693番6地先から 同所 696番3地先まで	前	5.0 ～ 15.5	94.4	活力創出基盤交付金
			後	11.0 ～ 23.4		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）9月8日

熊本県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）9月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	下郷北新田線	宇城市小川町中小野字尾崎 108番1地先から 宇城市小川町中小野字前田 720番3地先まで	前	10.3 ～ 30.0	304.8	旧道移管
				4.3 ～ 7.5		
		宇城市小川町中小野字城丸 629番2地先から 宇城市小川町中小野字前田 770番1地先まで	後	10.3 ～ 30.0	304.8	

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）9月8日

熊本県告示第673号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ぼかぼか日和	ぼかぼかハウス	合志市野々島5 427-1	令和5年 (2023年)9月1日	通所介護

熊本県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例に

よる場合を含む。)の規定により告示する。
 令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
上野 貴大 嶋田 結一 大黒 蓮也 遠田 真弓 田添 稜太 村本 唯 大賀 みちる 船倉 彰二 木村 昌雄 吉山 真平 福岡 潤奈 高橋 美咲 藤本 諒 石橋 大	甲斐整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森6丁目18-1	令和4年(2022年)3月18日
木村 昌雄 月足 真輔 荒木 大志 松本 丞司 西 拓海 吉住 優二	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和4年(2022年)11月1日
関 郁弥	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和5年(2023年)4月8日
田上 昌史	まごころ整骨院	水俣市桜井町1-2-3	令和5年(2023年)6月1日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
村本 唯 松村 直昂 荒木 崇彰 星 新夢 石橋 大 山口 翼 西山 広大 新美 貴也 本武 彬 甲斐 文博 宮奥 優貴 高本 康平 高橋 美咲	甲斐整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森6丁目18-1	令和4年(2022年)3月18日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
吉村 文哉	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和4年(2022年)11月1日

熊本県告示第675号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	変更事項（施術所の名称）		施術所の所在地	変更年月日
	旧	新		
上田 健太郎	整骨院からだデザイン・ラボ	らくとこ整骨院	荒尾市宮内521-1	令和5年（2023年）5月1日

熊本県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
市村 謙征 丸山 祐芽 山中 瞬信	甲斐整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森6丁目18-1	令和5年（2023年）6月14日
那川 敏夫 野口 晃平	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和5年（2023年）8月15日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
福田 太貴	谷田鍼灸院	上益城郡甲佐町岩下157番地1	令和5年（2023年）8月10日

（あん摩マッサージ指圧師）

橋口 竜二	訪問医療マッサージ アイケア	宇城市豊野町巢林423-2	令和5年（2023年）7月13日
-------	-------------------	---------------	------------------

熊本県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）9月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	堂園小森線	上益城郡益城町大字杉堂字高遊原855番3地先から 上益城郡益城町大字杉堂字高遊938番9地先まで	218.0	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）9月8日

熊本県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
生活介護事業所えみたす 山鹿市鹿校通2丁目5番 52号	社会福祉法人菊愛会 菊池市亘字道ノ上359 番地2 最上 太一郎	生活介護	令和5年(2023年)9 月1日

熊本県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
荒尾市社会福祉事業団グ ループホーム事業所 荒尾市増永2299番地 15	社会福祉法人荒尾市社会 福祉事業団 荒尾市増永2452番地 2 川口 雅明	短期入所	令和5年(2023年) 9月1日

熊本県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
短期入所事業所みなくる 菊池市亘91番地	社会福祉法人 菊愛会 菊池市亘字道ノ上359 番地2 最上 太一郎	短期入所	令和5年(2023年)8 月31日

公 告

熊本県公告第567号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
Arイオンミリング加工システム 発注仕様書のとおり
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年(2023年)10月2日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)10月2日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)10月20日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)10月19日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)10月20日(金)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)10月19日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることをできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者とした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札である入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

- b 添付書類
イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）
- c 提出期限 5(3)の申出期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Argon ion milling system 1 set
- (2) Delivery period:
March 29th, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Industrial Research Institute
3-11-38 Higashimachi, Higashi-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: October 20th, 2023 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau,
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570 Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only) :
Tender must arrive no later than October 19th, 2023
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第568号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第150 8号	混合有 機質肥 料	魚粉のチ カラ	窒素全量： 7.0 りん酸全	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ	株式会社三成 熊本県宇土市馬 之瀬町555番	令和5年 (202 3年)8

		量：4.0 加里全量： 1.0	の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	地	月29日
--	--	-----------------------	---------------------------	---	------

熊本県公告第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字南屋敷2003番2
652.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市竹迫1868番地16
椎葉 晃一

熊本県公告第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字沖谷688番3
3,591.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県大牟田市大字倉永1588番地の1
野瀬産業株式会社

熊本県公告第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字池尻1278番2
396.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津八丁目6番1号G. H. Vincent R3号
早野 翔大
早野 良子

熊本県公告第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字一ノ迫2982番、同2983番1、同2983番2、同2983番3、同2983番4、同2984番1及び同2984番2
11,733.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
愛媛県新居浜市西原町二丁目4番36号
一宮運輸株式会社

熊本県公告第573号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区理事長今村達也から令和5年（2023年）8月16日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）8月31日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和5年（2023年）9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第574号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和5年九州地方整備局告示第121号人吉都市計画道路事業3・4・1号下林柳瀬線、3・4・14号下町宝来線、3・5・4号人吉駅蓑野線及び3・5・13号相良鬼木線
- 3 事務所の所在地 熊本県人吉市西間下町86番1 熊本県県南広域本部球磨地域振興局
- 4 事業施行期間 令和5年(2023年)8月21日から令和14年(2032年)3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県人吉市上青井町字上青井町、下青井町字下青井町、宝来町並びに宝来町字下町及び字年ノ神地内
使用の部分 なし

熊本県公告第575号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
五木村	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	甲の一部	地籍図及び地籍簿	令和5年(2023年)9月1日
八代市	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	泉町椎原の一部	地籍図及び地籍簿	令和5年(2023年)9月1日
八代市	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	泉町椎原の一部	地籍図及び地籍簿	令和5年(2023年)9月1日

熊本県公告第576号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営京の島地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 変更後の県営京の島地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和5年(2023年)9月11日から令和5年(2023年)10月10日まで
- 3 縦覧場所 上天草市役所

登載依頼

熊本県薬事審議会公告第1号

令和5年度(2023年度)熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)9月8日

熊本県薬事審議会長

- 1 開催日時
令和5年(2023年)9月19日(火)
午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」(熊本市中央区水前寺公園28-51)
- 3 議題(予定)
(1) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について
(2) 第8次保健医療計画について
(3) その他
- 4 報告(予定)
(1) 監視指導の状況等について
(2) その他
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県薬事審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 薬事班)
電話 096-333-2242